

令和元年5月29日

福井県議会議長様

西本 正俊



## 政務活動費収支報告書(会派・議員)

福井県政務活動費の交付に関する条例第9条第/項の規定により、下記のとおり平成31年度の政務活動費の収支を報告します。

### 記

#### 1 収 入

| 項 目       | 収 入 額 (円) | 備 考 |
|-----------|-----------|-----|
| 政 務 活 動 費 | 300,000   | /   |
| 利 息 収 入   |           |     |
| 自 己 負 担 金 |           |     |
| 合 計       | 300,000   | /   |

#### 2 支 出

| 項 目           | 支 出 額 (円) | 備 考 |
|---------------|-----------|-----|
| 調 査 研 究 費     | 75,684    |     |
| 研 修 費         |           |     |
| 広 聴 広 報 費     |           |     |
| 要請陳情・県民相談等活動費 |           |     |
| 会 議 費         |           |     |
| 資 料 作 成 費     |           |     |
| 資 料 購 入 費     | 8,635     |     |
| 事 務 所 費       | 30,912    |     |
| 事 務 費         | 26,505    |     |
| 人 件 費         |           |     |
| 合 計           | 141,736   | /   |

3 残 金 158,264 円

# 事務活動費集計表(会派・議員)

(単位:円)

| 用途項目  | 収入<br>支出 | 収入、支払科目 |            |     |            |        |     |      |     |           |           |             | 総計 |       |     |     |     |         |         |         |
|-------|----------|---------|------------|-----|------------|--------|-----|------|-----|-----------|-----------|-------------|----|-------|-----|-----|-----|---------|---------|---------|
|       |          | 旅費      | 会議費<br>負担金 | 食糧費 | 謝金等<br>報償費 | 使用料    | 委託料 | 消耗品費 | 備品費 | 印刷<br>製本費 | 通信<br>運搬費 | 燃料・<br>光熱水費 |    | 修繕料   | 広告料 | 人件費 | その他 | 収入額     |         |         |
| 政務活動費 | 収入       |         |            |     |            |        |     |      |     |           |           |             |    |       |     |     |     | 300,000 | 300,000 |         |
| 収入合計  |          |         |            |     |            |        |     |      |     |           |           |             |    |       |     |     |     | 300,000 | 300,000 |         |
| 調査研究費 | 支出       | 75,684  |            |     |            |        |     |      |     |           |           |             |    |       |     |     |     |         |         | 75,684  |
| 資料購入費 | 支出       |         |            |     |            |        |     |      |     |           | 8,635     |             |    |       |     |     |     |         |         | 8,635   |
| 事務所費  | 支出       |         |            |     |            | 30,000 |     |      |     |           |           |             |    |       |     |     |     | 216     |         | 30,912  |
| 事務費   | 支出       |         |            |     |            | 18,792 |     |      |     |           |           |             |    | 6,687 |     |     |     | 1,026   |         | 26,505  |
| 支出合計  |          | 75,684  | 0          | 0   | 0          | 48,792 | 0   | 0    | 0   | 0         | 8,635     | 0           | 0  | 6,687 | 0   | 0   | 0   | 1,242   |         | 141,736 |
| 総合計   |          | 75,684  | 0          | 0   | 0          | 48,792 | 0   | 0    | 0   | 0         | 8,635     | 0           | 0  | 6,687 | 0   | 0   | 0   | 1,242   |         | 158,264 |

平成31年度4月分  
支 払 証 明 書

会派名または議員名 西本 正俊

様式第14号(第7条関係)

# 支 払 証 明 書

| 整理番号 | 支払年月日      | 使用項目  | 支出科目 | 使用内容 | 費用内容 | 政務活動費充当額<br>(支払額) | 摘 要                     |
|------|------------|-------|------|------|------|-------------------|-------------------------|
| 1-1  | 平成31年4月9日  | 調査研究費 | 旅費   | 調査   | 交通費  | 7,474 円<br>( )    | 距離: 202 km<br>摘要: 自宅⇄福井 |
| 2-1  | 平成31年4月10日 | 調査研究費 | 旅費   | 調査   | 交通費  | 7,474 円<br>( )    | 距離: 202 km<br>摘要: 自宅⇄福井 |
| 3-1  | 平成31年4月12日 | 調査研究費 | 旅費   | 調査   | 交通費  | 7,474 円<br>( )    | 距離: 202 km<br>摘要: 自宅⇄福井 |
| 4-1  | 平成31年4月16日 | 調査研究費 | 旅費   | 調査   | 交通費  | 7,474 円<br>( )    | 距離: 202 km<br>摘要: 自宅⇄福井 |
| 5-1  | 平成31年4月18日 | 調査研究費 | 旅費   | 調査   | 交通費  | 7,474 円<br>( )    | 距離: 202 km<br>摘要: 自宅⇄福井 |
| 6-1  | 平成31年4月22日 | 調査研究費 | 旅費   | 調査   | 交通費  | 7,474 円<br>( )    | 距離: 202 km<br>摘要: 自宅⇄福井 |

(注1) 旅費の場合、「摘要」欄に「目的地」および「移動距離(km)」を記載すること。

(注2) 按分により支出を行った場合、「摘要」欄に「按分率」を記載すること。

(注3) 政務活動費充当額と異なる場合、「支払額」を記載する。

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者 西本 正俊



平成31年度4月分


領 収 書 等 添 付 票

会派名または議員名 西本 正俊







## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                    |           |             |
|---------------------------------|--------------------|-----------|-------------|
| 整理番号                            | 1-2                | 支払年月日     | 平成31年 4月 9日 |
| 使 途 項 目                         | 調査研究費              | 支 出 科 目   | 旅費          |
| 使 途 内 容                         | 調査                 |           |             |
| 費 用 内 容                         | 有料道路料金             | 摘 要       | 小浜IC ⇄福井IC  |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 5,140 円<br><br>( ) | 按 分 率 :   |             |
|                                 |                    | 充 当 根 拠 : |             |


領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>NEXCO</b><br/>中日本</p> </div> <p>料金所(自)      小浜<br/>料金所(至)      福井</p> <p style="text-align: center;">19年 4月 9日<br/>14時10分</p> <hr/> <p>通行料金      ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種      1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-091237-457933 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <div style="text-align: center;">  <p><b>NEXCO</b><br/>西日本</p> </div> <p>料金所(自)      福井<br/>料金所(至)      小浜</p> <p style="text-align: center;">19年 4月 9日<br/>18時10分</p> <hr/> <p>通行料金      ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種      1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-091237-459632 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</small></p> |
|--|---|

## 領 収 書 等 添 付 票

|   |   |           |              |  |   |
|---|---|-----------|--------------|--|---|
| 整理番号  | 2-2   | 支払年月日     | 平成31年 4月 10日 |  |   |
| 使 途 項 目   | 調査研究費   | 支 出 科 目   | 旅費           |  |   |
| 使 途 内 容   | 調査  |           |              |  |   |
| 費 用 内 容   | 交通費   | 摘 要       | 小浜IC ⇄ 福井IC  |  |   |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 )   | 5,140 円<br><br>( )  | 按 分 率 :   |              |  |   |
|   |   | 充 当 根 拠 : |              |  |   |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類   |   |           |              |  |   |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>中日本</p> <p>料金所(自) 小浜<br/>料金所(至) 福井</p> <p style="text-align: center;">19年 4月10日<br/>13時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-101237-460033 <b>確</b></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>西日本</p> <p>料金所(自) 福井<br/>料金所(至) 小浜</p> <p style="text-align: center;">19年 4月10日<br/>17時39分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-101237-462435 <b>確</b></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> <p style="text-align: right;">046</p> </td> </tr> </table> |   |           |              | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>中日本</p> <p>料金所(自) 小浜<br/>料金所(至) 福井</p> <p style="text-align: center;">19年 4月10日<br/>13時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-101237-460033 <b>確</b></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>西日本</p> <p>料金所(自) 福井<br/>料金所(至) 小浜</p> <p style="text-align: center;">19年 4月10日<br/>17時39分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-101237-462435 <b>確</b></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> <p style="text-align: right;">046</p> |
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>中日本</p> <p>料金所(自) 小浜<br/>料金所(至) 福井</p> <p style="text-align: center;">19年 4月10日<br/>13時25分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-101237-460033 <b>確</b></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p>  | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>西日本</p> <p>料金所(自) 福井<br/>料金所(至) 小浜</p> <p style="text-align: center;">19年 4月10日<br/>17時39分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-101237-462435 <b>確</b></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> <p style="text-align: right;">046</p> |           |              |  |   |

## 領 収 書 等 添 付 票

|   |                  |          |              |
|---|------------------|----------|--------------|
| 整理番号  | 11-1             | 支払年月日    | 平成31年 4月 12日 |
| 使 途 項 目   | 事務費              | 支 出 科 目  | 通信運搬費        |
| 使 途 内 容   | 政務調査費関係事務        |          |              |
| 費 用 内 容   | その他              | 摘 要      | レターパックライト    |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 )   | 360 円<br><br>( ) | 按 分 率:   |              |
|   |                  | 充 当 根 拠: |              |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類   |                  |          |              |
| <div style="text-align: center;"> <h3>領収書</h3> <p>西本正俊 様</p> <hr/> <p>[販売]<br/>レターパックライト(360円)<br/>360円 1枚 ¥360</p> <hr/> <p>小 計 ¥360</p> <hr/> <p>課税計 ¥0<br/>(内消費税等 ¥0)<br/>非課税計 ¥360</p> <hr/> <p>△計 ¥360<br/>合計 ¥360<br/>お預り金額 ¥360</p>  <p>〒100-8792 日本郵便株式会社<br/>東京都千代田区大手町2-3-1<br/>取扱日時: 2019年 4月12日 11:27<br/>担当: <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span><br/>発行No. 190412J8903 端N13箱01<br/>連絡先: 小浜郵便局<br/>TEL: 0770-52-0953</p> </div> |                  |          |              |




## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                |           |              |
|---------------------------------|----------------|-----------|--------------|
| 整理番号                            | 3-2            | 支払年月日     | 平成31年 4月 12日 |
| 使 途 項 目                         | 調査研究費          | 支 出 科 目   | 旅費           |
| 使 途 内 容                         | 調査             |           |              |
| 費 用 内 容                         | 有料道路料金         | 摘 要       | 小浜IC ⇄ 福井IC  |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 5,140 円<br>( ) | 按 分 率 :   |              |
|                                 |                | 充 当 根 拠 : |              |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます。  
**利 用 証 明 書**



料金所(自) 小浜  
料金所(至) 福井

19年 4月12日  
13時46分

---


通行料金 5,570円  
(ETCクレジット)

車種 1

取扱番号  
A31904-121237-463233 確

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。  
**利 用 証 明 書**



料金所(自) 福井  
料金所(至) 小浜

19年 4月12日  
18時 0分

---

通行料金 5,570円  
(ETCクレジット)

車種 1



取扱番号  
A31904-121237-464439 確

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

046

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                    |          |              |
|---------------------------------|--------------------|----------|--------------|
| 整理番号                            | 4-2                | 支払年月日    | 平成31年 4月 16日 |
| 使 途 項 目                         | 調査研究費              | 支 出 科 目  | 旅費           |
| 使 途 内 容                         | 調査                 |          |              |
| 費 用 内 容                         | 有料道路料金             | 摘 要      | 小浜IC ⇄ 福井    |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 5,140 円<br><br>( ) | 按 分 率:   |              |
|                                 |                    | 充 当 根 拠: |              |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類           |                    |          |              |


|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>中 日 本</p> <p>料金所(自) 小浜<br/>料金所(至) 福井</p> <p style="text-align: center;">19年 4月15日<br/>14時43分</p> <hr/> <p>通行料金 570円<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A31904-151237-465433 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>西 日 本</p> <p>料金所(自) 福井<br/>料金所(至) 小浜</p> <p style="text-align: center;">19年 4月16日<br/>16時 1分</p> <hr/> <p>通行料金 570円<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A32904-166932-118234 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> |
|--|---|

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                    |           |              |
|---------------------------------|--------------------|-----------|--------------|
| 整理番号                            | 5-2                | 支払年月日     | 平成31年 4月 18日 |
| 使 途 項 目                         | 調査研究費              | 支 出 科 目   | 旅費           |
| 使 途 内 容                         | 調査                 |           |              |
| 費 用 内 容                         | 有料道路料金             | 摘 要       | 小浜IC ⇄福井IC   |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 5,140 円<br><br>( ) | 按 分 率 :   |              |
|                                 |                    | 充 当 根 拠 : |              |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

ご利用ありがとうございます。  
**利 用 証 明 書**



料金所(自) 小浜  
料金所(至) 福井

19年 4月18日  
13時22分


---

通行料金 2,570-  
(ETCクレジット)  
車種 1

取扱番号  
A32904-186932-119834 確

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。  
**利 用 証 明 書**



料金所(自) 福井  
料金所(至) 小浜

19年 4月19日  
12時 9分

---

通行料金 2,570-  
(ETCクレジット)  
車種 1

取扱番号  
A32904-196932-120732 確

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                    |           |              |
|---------------------------------|--------------------|-----------|--------------|
| 整理番号                            | 6-2                | 支払年月日     | 平成31年 4月 22日 |
| 使 途 項 目                         | 調査研究費              | 支 出 科 目   | 旅費           |
| 使 途 内 容                         | 調査                 |           |              |
| 費 用 内 容                         | 有料道路料金             | 摘 要       | 小浜IC ⇄ 福井IC  |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 5,140 円<br><br>( ) | 按 分 率 :   |              |
|                                 |                    | 充 当 根 拠 : |              |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類           |                    |           |              |

|  |   |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>中日本</p> <p>料金所(自) 小浜<br/>料金所(至) 福井</p> <p style="text-align: center;">19年 4月 22日<br/>10時44分</p> <hr/> <p>通行料金 円2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A32904-226932-121438 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> | <p style="text-align: center;">ご利用ありがとうございます。<br/><b>利 用 証 明 書</b></p> <p style="text-align: center;"><br/>西日本</p> <p>料金所(自) 福井<br/>料金所(至) 小浜</p> <p style="text-align: center;">19年 4月 22日<br/>16時46分</p> <hr/> <p>通行料金 円2,570-<br/>(ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号<br/>A32904-226932-122139 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">確</span></p> <p style="font-size: small;">本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<a href="http://www.etc-meisai.jp/">http://www.etc-meisai.jp/</a>にアクセスして下さい。</p> |
|--|---|

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                    |           |              |
|---------------------------------|--------------------|-----------|--------------|
| 整理番号                            | 8-1                | 支払年月日     | 平成31年 4月 30日 |
| 使 途 項 目                         | 資料購入費              | 支 出 科 目   | 消耗品費         |
| 使 途 内 容                         | 新聞購読料              |           |              |
| 費 用 内 容                         | 新聞・雑誌購読料           | 摘 要       | 福井新聞 4月分     |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 2,725 円<br><br>( ) | 按 分 率 :   |              |
|                                 |                    | 充 当 根 拠 : |              |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

2019年 04 月分 領 収 証 発証No. XXXXXXXXXX  
西本 正俊 様

| 銘 柄  | 部 数 | 金 額   |
|------|-----|-------|
| 福井新聞 | 1   | 2,725 |

| 合 計 金 額                |
|------------------------|
| ¥2,725                 |
| <small>(消費税込み)</small> |
| <b>19,430</b>          |

便利な口座振替をお勧めします

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました

**福井新聞 若狭販売センター**

小浜市遠敷25-21-5  
TEL 56-0126  
FAX 56-6770



## 領 収 書 等 添 付 票

|                              |                |           |              |
|------------------------------|----------------|-----------|--------------|
| 整理番号                         | 8-2            | 支払年月日     | 平成31年 4月 30日 |
| 使 途 項 目                      | 資料購入費          | 支 出 科 目   | 消耗品費         |
| 使 途 内 容                      | 新聞購読料          |           |              |
| 費 用 内 容                      | 新聞・雑誌購読料       | 摘 要       | 朝日新聞 4月分     |
| 政 務 活 動 費 充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 3,093 円<br>( ) | 按 分 率 :   |              |
|                              |                | 充 当 根 拠 : |              |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類        |                |           |              |

### 領 収 証

金屋

60-22-3

西本 正俊 様

2019年 4月分

お問合せNo. XXXXXXXXXX

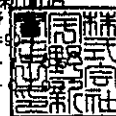
( 761) 30.00 集金

19,430

| 記 柄 名 | 部 数 | 金 額   | 備 考 | 合 計 金 額 |
|-------|-----|-------|-----|---------|
| 朝日新聞  | 1   | 3,093 | ※   | 3,093 円 |

毎度ご愛読 まことに  
ありがとうございます。  
金額には 消費税が  
含まれております。

株式会社 宇野新聞店  
 代表取締役 宇野  
 小浜市小浜酒井  
 TEL0770-53-  
 FAX0770-53-



## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                  |          |              |
|---------------------------------|------------------|----------|--------------|
| 整理番号                            | 8-3              | 支払年月日    | 平成31年 4月 25日 |
| 使 途 項 目                         | 資料購入費            | 支 出 科 目  | 消耗品費         |
| 使 途 内 容                         | 新聞購読料            |          |              |
| 費 用 内 容                         | 新聞・雑誌購読料         | 摘 要      | 赤旗日曜版 4月分    |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 930 円<br><br>( ) | 按 分 率:   |              |
|                                 |                  | 充 当 根 拠: |              |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

西本 正俊

新聞・雑誌名 部数 金額  
日曜版 1 930

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領 収 書

930円

2019年 4月分

上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党嶺南地区委員会  
敦賀市若葉町2-406 (0770)22-3786

領収日 4/25 扱書



## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                |           |              |
|---------------------------------|----------------|-----------|--------------|
| 整 理 番 号                         | 8-4            | 支 払 年 月 日 | 平成31年 4月 30日 |
| 使 途 項 目                         | 資料購入費          | 支 出 科 目   | 消耗品費         |
| 使 途 内 容                         | 新聞購読料          |           |              |
| 費 用 内 容                         | 新聞・雑誌購読料       | 摘 要       | 公明新聞 4月分     |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 1,887 円<br>( ) | 按 分 率 :   |              |
|                                 |                | 充 当 根 拠 : |              |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

### 新聞購読料 領 収 証

西本 正俊 様

ご購入ありがとうございます。

下記金額を正に領収いたしました。

2019 年 4 月分

領収日 4 月 30 日

|      |        |
|------|--------|
| 領収金額 | ¥1,887 |
|------|--------|

| 品 名 | 定価(税込) | 部 数 | 金 額 |
|-----|--------|-----|-----|
|     |        |     |     |

### その他購読料等 領 収 証

| 品 名  | 定価(税込) | 部 数 | 金 額   |
|------|--------|-----|-------|
| 公明新聞 | 1,887  | 1   | 1,887 |

販売店 鈴木 克法

住 所 三方上中郡若狭町北前川43-24

TEL 0770-45-0482 FAX 0770-45-2381

お申込No. 18013-28176(465)- 9





## 領 収 書 等 添 付 票

|                              |              |                             |             |
|------------------------------|--------------|-----------------------------|-------------|
| 整理番号                         | 9-1          | 支払年月日                       | 平成31年 5月 7日 |
| 使 途 項 目                      | 事務所費         | 支 出 科 目                     | 使用料         |
| 使 途 内 容                      | 事務所賃借料など     |                             |             |
| 費 用 内 容                      | 事務所賃借料       | 摘 要                         | 4月分         |
| 政 務 活 動 費 充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 30,000 円     | 按 分 率:                      | 1/2         |
|                              | ( 60,000 円 ) | 充 当 根 拠 : 後 援 会 活 動 と の 按 分 |             |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

**ご利用明細票**

いつも福井銀行をご利用いただきありがとうございます。  
 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。  
 どうぞお確かめ下さい。 ※裏面もご覧下さい。

| お取扱日     | 時刻    | お取扱店      | 機番    | ご利用内容   |
|----------|-------|-----------|-------|---------|
| 010507   | 1207  | 420       | J02   | お振込     |
| お取引銀行    |       | お取引店番     | お取扱番号 | 科目・口座番号 |
|          |       | 2292      |       |         |
| 振込通番     | 振込手数料 | 金 額       |       |         |
| 000086   | ¥432* | ¥60,000 * |       |         |
| メッセージコード | 残     | 高         |       |         |
| C        |       |           |       |         |

お振込先  
XXXXXXXXXX

依頼人  
 ニシモトマサトシ 様

ご案内  
 0770-56-0567

(お知らせ欄)  
 印紙税納付済  
 お つ り

\*\* \*

福井銀行

2019 年度 事務所等状況報告書

議員名 西本正俊

1 所在地等

住所 小浜市大手町5-3 森ビル 3階

電話番号 0770-52-6900

延べ床面積(共用部分を除く) 42.75 m<sup>2</sup>

2 所有区分

単独事務所

自宅兼事務所

自己所有物件

賃借物件

賃貸借契約先( )

所有者

第三者

後援会

関連会社

親族

生計は一である

生計は別である

単独事務所の按分率

方法①  政務活動の使用面積割合  
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)

方法②  使用面積で按分できない

方法③  使用時間でも按分できない

事務所使用面積(共用部分を除く) m<sup>2</sup>の内、政務活動の使用面積 m<sup>2</sup>

按分率

小数点以下切捨て

自宅兼事務所の按分率

自宅全体における議員活動の使用面積割合

方法①  議員活動の使用面積における政務活動使用面積割合  
(政務活動と政務活動以外の活動が明確に区分できる場合)

方法②  使用面積で按分できない

方法③  使用時間でも按分できない

自宅の面積(共用部分を除く) m<sup>2</sup>の内、議員活動の使用面積 m<sup>2</sup>

議員活動の使用面積 m<sup>2</sup>の内、政務活動の使用面積 m<sup>2</sup>

按分率

小数点以下切捨て

## 建物賃貸契約書

貸主である [REDACTED] を甲、借主である 西本正俊 を乙として、甲乙間に下記の通り建物賃貸借契約を締結する。

### (目的)

第1条 甲は乙に対し、下記建物物件を賃貸し、乙はこれを借り受ける。

|      |        |           |
|------|--------|-----------|
| 物件目録 | 所在地    | 小浜市大手町5-3 |
|      | 名称     | 森ビル       |
|      | 種類及び構造 | 鉄骨造4階建て   |

### (使用目的)

第2条 乙は、本件建物3階を事務所用として使用する。

### (期間)

第3条 本契約の賃貸借期間は、1年間とする。ただし、今年度に限り11ヶ月とする。  
また、乙より特段の申し出がないときは、これを自動更新とする。

平成27年 5月 1日 ~ 平成28年 3月31日まで

### (賃料)

第4条 1. 月額賃料、共益費、駐車料、その他料金（以下賃料等という）は、下記の通りとする。

賃料等 月額60,000円（電気代、水道代は別途）

2. 本契約期間内の1ヶ月に満たない賃料算定は1ヶ月を30日とした日割り計算によるものとする。
3. 賃料は毎月末に支払うものとする。

### (賃借人の善管義務)

第5条 乙は、善良なる管理者の注意をもって建物を保全し、使用しなければならない。  
乙の責において本物件及び建物に損害を与えた場合は、乙は速やかに原状に回復しなければならない。

(甲の契約解除権)

第6条 甲は、乙が次の各号の一つに該当した時は、催告を要することなく本契約を解除することができる。

- (1) 賃料等1ヶ月以上支払を怠ったとき
- (2) 本契約の各条項の一つにでも反したとき

(契約の当然終了)

第7条 本契約が次の各号に該当した時は、当然に終了する。

- (1) 本件建物が、火災、地震等の災害で大きな破損または滅失したとき
- (2) 本件建物の全部または一部が公共事業の為の買収、収用等により使用し得なくなったとき

(その他の事項)

第8条 本契約に定めのない事項、および契約条項の解釈について疑義の生じたときは、甲乙協議の上、誠意をもって解決する。

以上のとおり、契約を締結し、その証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 27 年 5 月 1 日

住 所

[Redacted Address]

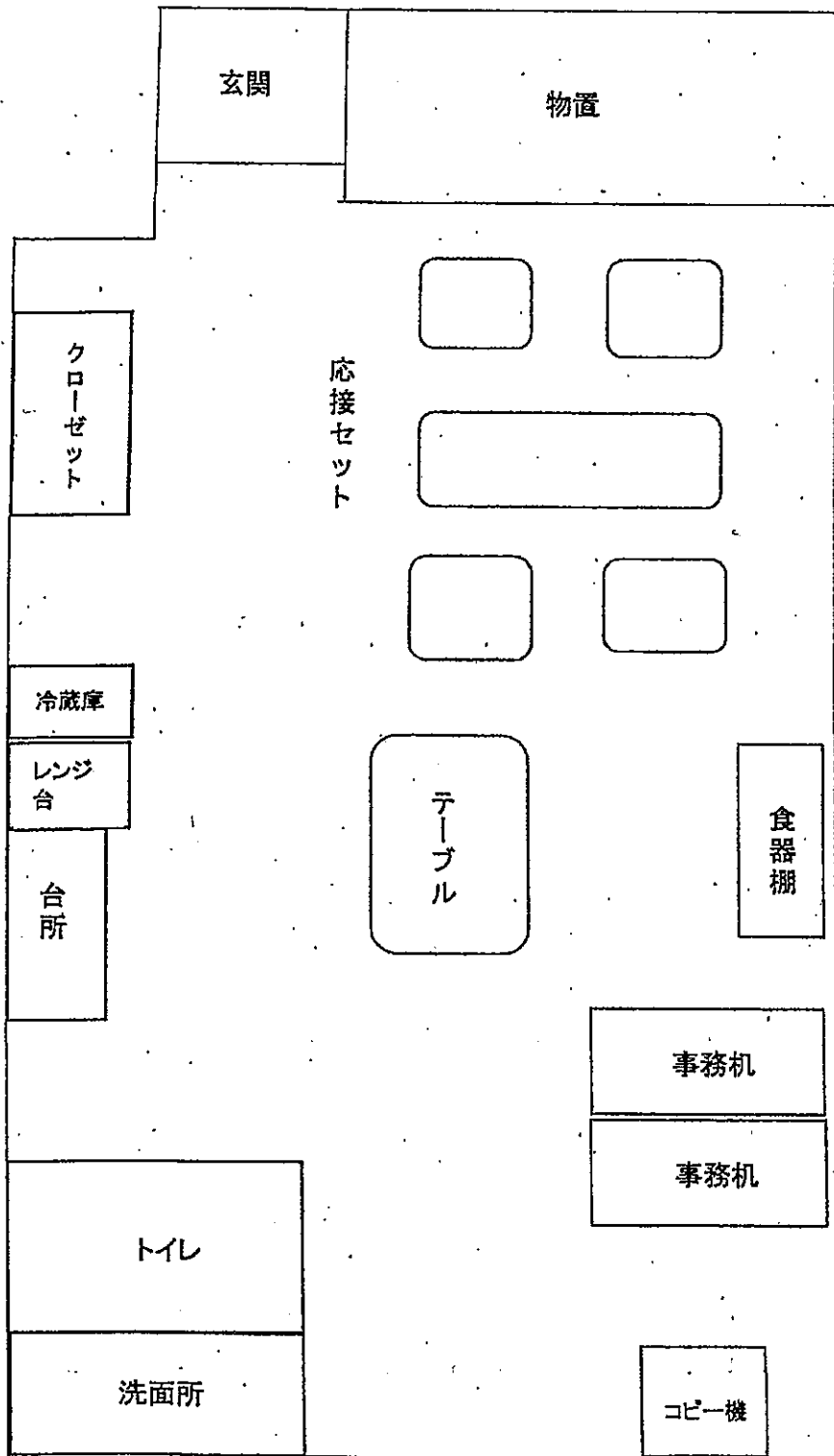
甲

住 所 小浜市金屋60-22-3

乙 西 本 正 俊



# 事務所現況図



950cm

450cm

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |           |                             |             |
|---------------------------------|-----------|-----------------------------|-------------|
| 整 理 番 号                         | 9-2       | 支 払 年 月 日                   | 平成31年 5月 7日 |
| 使 途 項 目                         | 事務所費      | 支 出 科 目                     | その他         |
| 使 途 内 容                         | 事務所賃借料など  |                             |             |
| 費 用 内 容                         | その他       | 摘 要                         | 振込手数料       |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 216 円     | 按 分 率 :                     | 1/2         |
|                                 | ( 432 円 ) | 充 当 根 拠 : 後 援 会 活 動 と の 按 分 |             |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類           |           |                             |             |
|                                 |           |                             |             |

# 領収書等添付票

|                       |                      |       |              |
|-----------------------|----------------------|-------|--------------|
| 整理番号                  | 9-3                  | 支払年月日 | 平成31年 4月 22日 |
| 使途項目                  | 事務所費                 | 支出科目  | 燃料・光熱水費      |
| 使途内容                  | 事務所賃借料など             |       |              |
| 費用内容                  | 事務所電気料               | 摘要    | 4月           |
| 政務活動費<br>充当額<br>(支払額) | 696 円<br>( 1,393 円 ) | 按分率:  | 1/2          |
|                       |                      | 充当根拠: | 後援会活動との按分    |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類 |                      |       |              |

いつもご利用いただきありがとうございます

## 電気ご使用量のお知らせ

西本 正俊 様

|                            |                             |             |        |
|----------------------------|-----------------------------|-------------|--------|
| お客さま番号                     | 日 程   所   番 号               |             |        |
| 供給地点特定番号                   | 06 0023 7010 2050 1351 0000 |             |        |
| 31年 4月分                    | ご使用期間 3月 4日~ 4月 1日          |             |        |
| ご契約内容                      | 従量電灯A                       |             |        |
| ご使用量                       | 57kWh                       |             |        |
| 計器番号                       | 585                         |             |        |
| 前月指示数                      | 01637.0                     |             |        |
| 当月指示数                      | 01579.6                     |             |        |
| ご参考: 前年同月ご使用量 (期間 3/2~4/2) | 143kWh                      |             |        |
| 対前年同月比                     | -60.1%                      |             |        |
| ご請求金額                      | 1,393 円                     |             |        |
| お支払期限日                     | 5月 8日                       |             |        |
| (内訳)                       | 円 銭 (内訳) 円 銭                |             |        |
| 最低料金                       | 334.82                      | 再エネ促進賦課金    | 165.00 |
| 1段料金                       | 837.90                      | 消費税等相当額(再掲) | 103.00 |
| 燃料費調整額                     | + 55.32                     |             |        |

## 電気料金振込受領証(兼請求書)

いつもご利用いただきありがとうございます。

|   |               |                        |
|---|---------------|------------------------|
| おなまえ  | 西本 正俊 様       | 31年 4月分                |
| お客さま番号  | 日 程   所   番 号 | ご請求金額<br>1,393 円       |
| ご使用期間   | 3月 4日~ 4月 1日  | 103 円                  |
| 契種  | ご使用量(kWh) 57  | 電気料金内訳(円) -            |
|   |               | ご使用場所<br>小浜市大手町5-1     |
| 燃料費調整額  | +55.32円       |                        |
| 再エネ促進賦課金  | 165円          |                        |
| お支払いは便利な口座振替・クレジット支払いをご利用ください。当社ホームページにて変更手続きが可能です。 |               |                        |
| お支払期限日  | 5月 8日         | 金融機関振込期限日 5月 8日        |
| 本票は、5月21日までコンビニエンスストアにてお取扱いできます。                    |               |                        |
| お支払いいただく前に、裏面記載のお知らせを必ずご確認ください。                     |               |                        |
| 京都料金センター  | 電話番号          | 0800-777-8810          |
| 振込先   | 関西電力          | 本票により集金員が収納することはありません。 |

収納印  
出納済  
31. 4. 22  
福井銀行  
東小浜支店  
収入印紙不要

(ご注意) 本票はより集金することはありません。

※電気の供給は、電線会社の設備によるもので、電線会社の責任で供給されるものではありません。また、電気の供給は、電線会社の設備によるもので、電線会社の責任で供給されるものではありません。また、電気の供給は、電線会社の設備によるもので、電線会社の責任で供給されるものではありません。

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |              |                 |             |
|---------------------------------|--------------|-----------------|-------------|
| 整理番号                            | 10-1         | 支払年月日           | 平成31年 4月 4日 |
| 使 途 項 目                         | 事務費          | 支 出 科 目         | 使用料         |
| 使 途 内 容                         | 事務所維持関係      |                 |             |
| 費 用 内 容                         | 複写機リース料      | 摘 要             | 4月分         |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 6,912 円      | 按 分 率 :         | 1/2         |
|                                 | ( 13,824 円 ) | 充当根拠: 後援会活動との按分 |             |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類           |              |                 |             |





普通預金

| 年月日      | 記号  | お支払金額(円) | お預り金額(円) | 差引残高(円) |
|----------|-----|----------|----------|---------|
| 31-04-04 | 200 |          | ※13,824  | コーリス(カ) |

|            |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|
| [REDACTED] |  |  |  |  |
|------------|--|--|--|--|




●他店支払いの小切手・手形類によるご入金の場合、その払い戻しのできる予定日を以下のとおり「お支払金額」欄に表示します。

●「お支払金額」欄、または「お預り金額」欄の「△△-□□」の表示は、「△△月□□日」のお預り、またはお支払いであることを示します。

| 表示   | 払い戻し可能日時         |
|------|------------------|
| T-00 | 00で表示された日の午後1時から |

原本の通り相違ないことを証明します。

令和1年5月25日

西本正俊 

# リース契約申込書

本表はリース契約の申込書として利用されます。申込書はリース会社へ送付し、審査を経てリースが開始されます。

申込年月日 2015/05/01  
 申込者名 フリガナ **福井** フリカタ **小浜市大町5-3** フリカタ **森ビル**  
 申込者名 フリガナ **西本正俊事務所** フリカタ **三枝** フリカタ **西本正俊**  
 代表者 フリガナ **西本正俊** 印 **西本正俊**  
 〒 **917052** 小浜市大町5-3  
 TEL **0770-52-8900**

リース会社名 **リコーリース株式会社**  
 〒 **535-0011** 大阪市東区南船場4-1-12  
 TEL **06-6541-1111**

ご自宅住所 〒 **917052** 小浜市大町5-3  
 事務所 〒 **917052** 小浜市大町5-3  
 TEL **0770-52-8900**

ご自宅TEL **0770-52-8900**  
 事務所TEL **0770-52-8900**

貸借元 **リコーリース株式会社**  
 〒 **535-0011** 大阪市東区南船場4-1-12  
 TEL **06-6541-1111**

リース物件 **複合機 MP C2503 SPF**  
 リース期間 **60ヶ月**  
 リース料 **¥13,824**  
 リース料 **¥12,800**  
 リース料 **¥1,024**

申込書に記入された内容は、申込者および保証人の責任で正しいものとします。リース開始後は、リース料を毎月定額で支払っていただきます。

申込者 **福井 西本正俊**  
 代表者 **西本正俊**

ご印字の係り 西本正俊 印

リース会社 **リコーリース株式会社**  
 〒 **535-0011** 大阪市東区南船場4-1-12  
 TEL **06-6541-1111**

リース物件

| ①     | ②     | ③     | ④     |
|-------|-------|-------|-------|
| リース物件 | リース物件 | リース物件 | リース物件 |
| リース料  | リース料  | リース料  | リース料  |
| リース料  | リース料  | リース料  | リース料  |

リース物件: **MP C2503 SPF**  
 リース期間: **60ヶ月**  
 リース料: **¥13,824**  
 リース料: **¥12,800**  
 リース料: **¥1,024**

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース期間

| リース期間 | リース期間 | リース期間 | リース期間 |
|-------|-------|-------|-------|
| リース期間 | リース期間 | リース期間 | リース期間 |
| リース期間 | リース期間 | リース期間 | リース期間 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

**お申込みの上の注意**

1. 本表のリース料は、リース物件のリース期間中に毎月定額で支払っていただきます。

2. 本表のリース料は、リース物件のリース期間中に毎月定額で支払っていただきます。

3. 本表のリース料は、リース物件のリース期間中に毎月定額で支払っていただきます。

4. 本表のリース料は、リース物件のリース期間中に毎月定額で支払っていただきます。

5. 本表のリース料は、リース物件のリース期間中に毎月定額で支払っていただきます。

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

リース料

| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
|------|------|------|------|
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |
| リース料 | リース料 | リース料 | リース料 |

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |              |  |             |
|---------------------------------|--------------|--|-------------|
| 整 理 番 号                         | 10-2         | 支 払 年 月 日  | 平成31年 5月 7日 |
| 使 途 項 目                         | 事務費          | 支 出 科 目  | 使用料         |
| 使 途 内 容                         | 事務所維持関係      |  |             |
| 費 用 内 容                         | 自動車リース料      | 摘 要  | 4月分         |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 11,880 円     | 按 分 率 :  | 1/2         |
|                                 | ( 23,760 円 ) | 充 当 根 拠 : 政 党 ・ 選 挙 ・ 後 援 会 ・ 私 的 活 動 と<br>の 按 分 |             |
| 領収書その他の収支報告書の内容を証する書類           |              |  |             |
|                                 |              |  |             |

# 自動車リース契約書

契約 No. [REDACTED]

2018 年 10 月 10 日

( 甲 )

( 住所 )

福井県小浜市金屋60-22-3

( 氏名 )

西本正俊

連帯保証人

( 住所 )

( 氏名 )

連帯保証人

( 住所 )

( 氏名 )

( 乙 )

福井県小浜市大手町12-50服部ビル3F  
株式会社クオードコーポレーション  
小浜支店  
支店長 岡 林 豊

印

印

甲と乙とは、次のとおり自動車リース契約を締結します。

この契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各1通を保有します。

## 第1条 (契約の趣旨)

1. 乙は、表記の自動車 (以下、自動車という。) を甲にリース (賃貸) し、甲は、これを借り受けます。
2. 甲および乙は、この契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。
3. 甲および乙は、甲を自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書またはそれらに添する官公庁発行の書面 (以下、自動車検査証等という。) 上の使用者とし、乙を自動車検査証等の所有者として登録することに合意します。
4. この契約は、この契約に定める場合を除き第2条に定めるリース期間の途中での解除または解約ができません。

## 第2条 (リース期間)

リース期間は、契約明細表 (以下表という。) 記載のとおりとし、第5条第2項の借受証 (以下、借受証という。) に記載された借受日から起算します。

## 第3条 (リース料および支払方法)

1. 甲は、表記のリース料ならびに消費税法の税率に基づく消費税および地方消費税 (以下、消費税等という。) 額を乙に支払います。
2. リース料と消費税等額、その支払期日および支払方法は、表記のとおりとします。
3. リース料には表に定める費用が含まれます。
4. 甲は、リース期間中、自動車を使用しない期間があっても、不使用方法のいかんを問わず、その期間の乙に対するリース料の支払を免れることはできません。

## 第4条 (前払リース料)

1. 甲は、この契約による甲の乙に対する債務を担保するため、表記の前払リース料および消費税等額 (以下、前払リース料等という。) を借受日に乙へ支払います。
2. 前払リース料等は、該当するリース料の各支払期日が到来したときに自動的に充当されます。なお、前払リース料等には利息を付けません。
3. 前項にかかわらず、自動車についての第15条第3項の事由が生じた場合または甲

- が第21条第1項および第2項各号の一つにでも該当した場合には、乙は、前払リース料等をこの契約による甲の債務の弁済に充当することができます。
4. 乙は、この契約に基づく以外の甲に対する債権が弁済期にあるときは、前二項の定めにかかわらず、前払リース料等をその債権に充当することができます。
5. 甲は、前払リース料等の支払を乙に対する債務に充当または相殺することができません。

## 第5条 (自動車の納入・引渡し)

1. 乙は、自らまたは乙の指定する者を介して、甲に自動車を引渡します。
2. 甲は、自動車の納入を受けた後、直ちに自動車を点検し、自動車に瑕疵が無いことを確認のうえ、借受証を乙に交付します。
3. 甲が乙に対して、借受証を交付したことをもって、乙から甲への自動車の引渡しがあったものとします。
4. 甲が自動車を点検する際に自動車の瑕疵を発見したときは、甲は、直ちにその旨を書面で乙に通知するものとし、甲がこれを怠った場合には、自動車は完全な状態で引渡されたものとみなします。
5. 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、表記の売主 (以下、売主という。) の引渡し遅延、その他乙の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、乙は、一切の責任を負いません。
6. 甲が正当な理由なく自動車の引渡しを拒みまたは甲の責に帰すべき事由により乙が自動車を引渡すことができないときは、乙は、何らの催告なしに通知のみで、この契約を解除することができます。この場合、甲は、乙が被った損害を賠償します。
7. 自動車の引渡し前に、この契約が解除されたときは、甲は、違約金としてリース料総額の2%相当額を直ちに現金で乙に支払います。また、この契約解除により乙に生じた損害が当該違約金を超過するときは、甲は、乙の請求により当該超過額を直ちに現金で乙に支払います。

# 契約明細表

|                               |   |             |    |               |     |                  |
|-------------------------------|---|-------------|----|---------------|-----|------------------|
| 1 リース自動車明細                    |   |             |    |               |     |                  |
| 車名                            | レクサス<br>LS<br>LS460 タイプU  |             |    |               |     |                  |
| 付属品                           | ポリマー加工, タイヤ交換   |             |    |               |     |                  |
| 車両の売主                         | [REDACTED]  |             |    |               |     |                  |
| 車両                            | 登録番号  | [REDACTED]  |    |               |     |                  |
|                               | 車台番号  | [REDACTED]  |    |               |     |                  |
| 使用場所                          | 福井県小浜市金屋60-22-3<br>西本 正俊  |             |    |               |     |                  |
| 2 リース料に含まれる費用                 |   |             |    |               |     |                  |
| 費用項目<br>(○は含む)<br>(×は含まず)     | ×   | 自賠償保険料      | ×  | 登録諸費用         | ×   | 固定資産税            |
|                               | ×   | 自動車重量税      | ×  | JAF加入料        |     |                  |
|                               | ×   | 自動車税        | ×  | 自動車任意保険       |     |                  |
|                               | ×   | 自動車取得税      | ×  | メンテナンス・サービス費用 |     |                  |
| 自動車任意保険                       |   |             |    |               |     |                  |
| 保険会社                          | 余白  |             |    |               |     |                  |
| 代理店                           | 余白  |             |    |               |     |                  |
| 保険特約他                         | 余白  |             |    |               |     |                  |
| 4 メンテナンス                      |   |             |    |               |     |                  |
| 月間基準走行距離                      | km  |             |    | ×             | タイヤ | 本<br>本<br>本<br>個 |
| メンテナンス項目<br>(○は含む)<br>(×は含まず) | ×   | 法定点検整備      | ×  | バッテリー交換       |     |                  |
|                               | ×   | 継続車検整備      | ×  | パンク修理         |     |                  |
|                               | ×   | 故障修理 (臨時整備) | ×  | 代車提供フリー特約     |     |                  |
|                               | ×   | スケジュール点検    | ×  |               |     |                  |
|                               | ×   | オイル・油脂類交換   | ×  |               |     |                  |
|                               | ×   | 各種消耗品の補充    |    |               |     |                  |
|                               | ×   |             |    |               |     |                  |
| 5 リース期間                       |   |             |    |               |     |                  |
| 期間                            | 60ヶ月 2018年10月17日 ~ 2023年10月16日  |             |    |               |     |                  |
| リース料 および 消費税等額                |   |             |    |               |     |                  |
| 一回当り<br>(月額)                  | 税抜リース料  | ¥22,000.    | 前払 | 税抜リース料        | 余白  |                  |
|                               | 消費税等額   | ¥1,760.     |    | 消費税等額         |     |                  |
|                               | 合計  | ¥23,760.    |    | 合計            |     |                  |
| リース料総額                        | ¥1,320,000.-  |             |    |               |     |                  |
| 7 リース料の支払期日 および 支払方法          |   |             |    |               |     |                  |
| 支払期日<br>支払方法                  | 各月27日に福井銀行東小浜支店の甲の預金口座より振替により支払います。<br>ただし、第1回分は物件借受日に福井銀行本店の乙の口座に振込により支払います。 |             |    |               |     |                  |
| 8 満了時の残価精算                    |   |             |    |               |     |                  |
| 残価精算額                         | 無し  |             |    |               |     |                  |
| 9 特約条項                        |   |             |    |               |     |                  |
| 乙は当該自動車に係るリサイクル料金を適正に預託します。   |   |             |    |               |     |                  |

第6条 (自動車の取扱い)

1. 自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、および自動車の選択、決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は一切の責任を負いません。
2. 引渡し時に発見された自動車の瑕疵および引渡し後に発見された自動車の瑕疵について、甲は、売主に対して修理、整備等の履行を請求するものとし、その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従います。なお、乙は、甲の売主に対する請求権行使のために乙が必要と認める範囲内でこれに協力します。
3. 前各項の場合においても、甲は、リース料その他この契約に基づく債務の減免もしくは弁済の猶予を受けること、またはこの契約を変更もしくは解除することはできません。

第7条 (自動車の使用・保管等)

1. 甲は、自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって自動車を使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令および官公庁の規則ならびに自動車製造会社の定める取扱説明書および整備手帳(メンテナンスノート)の指示事項を遵守します。
2. 甲は、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置および保管場所において自動車を使用・保管します。
3. 甲は、自動車を安全で良好な状態に保つよう、運転前点検および日常の点検・整備ならびに法令に基づく継続検査を受ける等、自動車の維持管理を行います。
4. 甲は、自動車が故障を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕・修復を行います。また、自動車が修復不能なときは、第15条に従います。
5. 甲は、前各項のために要した一切の費用について、リース料に含まれるものを除いて負担します。
6. 乙または乙の代理人は、自動車の保管場所等に立ち入り、自動車の現況および使用・保管の状況を確認することができます。また、甲は、乙から自動車の現況および使用・保管の状況について説明・資料の提供等の申入れがあったときは、異議なくこれに応じます。
7. 甲は、乙から自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議なくこれに応じます。

第8条 (自動車の登録等)

1. 甲は、乙が運輸支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国軽自動車協会連合会等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することにおいて、異議がないことをあらかじめ確認します。  
 おいて、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自らの所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じたときは、乙がこの変更登録・移転登録を行うこと、および乙が甲を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことを、甲は、あらかじめ承諾します。また、これらの手続きに関連して甲において対応する事項がある場合には、乙は、これに協力します。

第9条 (メンテナンスサービス)

1. 乙は、甲に対し、乙の指定する整備工場(以下、指定工場という)で、表記載の〇印を付した項目の範囲内でメンテナンスサービスを提供します。なお、当該メンテナンスサービスに要する費用は、リース料に含まれます。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、メンテナンスサービスの範囲外とし、その費用は甲の負担とします。
  - (1) 甲の故障、過失または契約違反に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。なお、甲が、法令で定められた点検整備およびリース契約に含まれるメンテナンスサービスの全部または一部を受けなかったことにより、自動車に不具合が生じた場合の修理は、甲の過失に起因する修理とみなします。
  - (2) 天災地変その他の不可抗力に起因する自動車の修理、改造、部品の交換。
  - (3) 法令または官公庁の指示、指導に基づく自動車の修理、改造、部品の交換、取付。
  - (4) 指定工場以外で、乙または指定工場の承諾なしに行った表に定めるメンテナンスサービス。
3. 次の各号に定める整備・修理の費用は甲の負担とします。
  - (1) 甲の過失による損傷等における表に定める自動車保険契約の保険金またはメンテナンスサービスの車両保険免責特約で補填されない修理費用(保険対象外および保険金超過)。
  - (2) 音、振動その他自動車の機能に影響のない感覚的な事象の整備または修理費用。  
 \*自動車を使用できないことにより発生する休業補償、商標損失等の損失。  
 /常点検費用、洗車費用等のメンテナンスサービス以外の費用。  
 \*特装車両の架装・装飾部の修理、整備費用。
  - (3) 前各号のほか、表に定めるメンテナンスサービス以外の費用。
4. 乙は、甲の都合により法令に定める自動車の継続検査を早期に行った場合においても、第2条のリース期間内に通常行うべき継続検査の回数を超過して継続検査を行いません。
5. 第2項第4号にかかわらず、甲は、緊急やむを得ない場合または指定工場が相当と認めた場合には、乙または指定工場の承認を得て他の整備工場から自動車のメンテナンスサービスを受けることができます。
6. 甲は、第1項のメンテナンスサービスを受けない場合でも、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできず、乙に対してメンテナンスサービス費用の償還を請求することはできないものとします。

第10条 (車検拒否制度にかかわる警察等への確認に関する同意)

1. 甲は、指定工場が自動車の継続検査等の手続きを代行するときに、放置違反金滞納の有無を確認するために、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことあらかじめ同意します。また、インターネット照会の結果、指定工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要するときは、甲は、所定の同意書に署名または記名捺印します。
2. 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延または不能となっても、乙は一切の責任を負いません。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れたときは、甲は、「保安基準適合証」の再取得にかかると一切の費用を負担します。

第11条 (代車の提供)

1. 第9条のメンテナンスサービスとして行う継続車検、法定点検、定期点検、故障修理等に指定工場入庫後3日以上を要するときは、乙は、甲の要求に基づき3日目から、乙または指定工場の選定した代車(以下、代車という)を甲に無償で貸与します。甲は、代車が表記の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。
2. 前項にかかわらず、表に定めるメンテナンスサービス内容に代車提供フリー特約が含まれる場合には、乙は、甲の要求に基づき、指定工場入庫時から、代車を甲に貸与します。甲は、代車が表記の自動車と異なる車種であってもあらかじめこれを承諾します。

3. 甲は、前各項により提供を受けた代車の使用、保管については、表記の自動車と同等の管理を行います。
4. 代車を貸与されている自動車保険の契約内容が、この契約の自動車の保険契約の内容と異なる場合であっても、甲は、あらかじめこれを承諾します。また、万一保険事故が発生し、代車の保険契約により補填されない損害が生じたときは、甲がその金額を負担します。
5. 甲は、代車の貸与中に、代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担します。乙または乙の委託により代車を提供した者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合は同様とします。
6. 甲が代車の貸与中に違法駐車をしたことにより、乙または乙の委託により代車を提供した者が道路交通法の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合、または代車の引取りに要した費用等を負担した場合には、甲は、乙に対して放置違反金相当額および乙が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、甲は、乙に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。
7. 甲は、代車が警察より移動された場合には、乙の判断により、乙または乙の委託により代車を提供した者が、代車を警察から引き取る場合があることをあらかじめ承諾します。

第12条 (月間基準走行距離)

1. 自動車の月間基準走行距離は、表記載のとおりとします。
2. 甲が乙に自動車を返還した際、前項の月間基準走行距離を著しく超過したことにより、乙が補修費用および自動車の価値の減少等の損害を被ったときは、甲は、次の算式により算出した超過走行料金を乙に支払います。  

$$\text{超過走行料金} = \text{超過走行距離単価(乙が定める単価)} \times (\text{実走行距離} - \text{月間基準走行距離} \times \text{リース月数})$$
3. 返還された時点の自動車の実走行キロ数/月間平均が、月間基準走行距離に満たない場合であっても、これを理由として甲が乙に対しリース料の精算等を請求することはできません。

第13条 (第三者に対する責任)

- 次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとし、乙がこれを賠償したときは、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用(弁護士費用を含む)を乙に支払うものとします。
- (1) 甲による自動車またはメンテナンスサービス中の代車の使用・保管に起因して第三者に対し、人的または物的損害(盗難にあった自動車により引き起こされた事故による人的または物的損害を含む)が発生した場合。
  - (2) 甲がこの契約に違反したため、乙に損害(乙が第三者から損害賠償請求を受けたときの当該第三者の損害を含む)が発生した場合。

第14条 (禁止行為等)

1. 甲は、この契約に基づき乙に対して負担する債務と、乙またはその継承人に対して有する債権とを相殺できません。
2. 甲は、自動車を第三者に譲渡、転貸、担保等に差し入れたり、その他乙の所有権を侵害するような行為をしません。
3. 甲は、乙の事前の書面による同意を得ない限り、次の各号の行為ができません。
  - (1) 自動車に特別仕様部品、機器類を装着する等、自動車の原状を変更すること。
  - (2) 自動車検査証等の記載を変更し、または自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。
4. 自動車に装着または貼付した他の物品の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。
5. 第三者が自動車についての権利を主張し、または保全処分もしくは強制執行等により乙の権利を侵害するおそれが生じたときは、甲は、乙の所有自動車であることを主張証明してその侵害を防ぐとともに、その事情を直ちに書面にて乙に報告します。
6. 乙がこの契約に定める乙の権利を保全するため必要な措置をとったときは、甲は、乙の支払ったすべての費用(口座振替再振替料、催告費用、自動車引取費用、訴訟・保全費用およびその弁護士費用ならびに処分までの保管費用等)を負担します。
7. 甲は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持出すことはできません。

第15条 (自動車の滅失・損傷等)

1. 自動車の返還までに生じた自動車の盗難、滅失、損傷等についての一切の危険は、すべて甲が負担します。
2. 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、甲は、盗難届または紛失届を速やかに所轄の警察署に提出します。
3. 自動車に盗難、滅失(所有権の侵害を含む)、または修理不能の損傷を受けたときは、甲は、直ちにその旨を乙に通知するとともに、損害金として、表記載の残価精算額(以下、残価という)が、「有り」の場合はリース料の残額と未払消費税等額および残価と使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づくリサイクル料金等(以下、リサイクル料金等という)の合計額から表に定める費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、残価が「無し」の場合はリース料の残額と未払消費税等額および乙が設定したリース満了時の残価とリサイクル料金等の合計額から表に定める費用のうち支出を要しなくなった費用を差し引いた金額を、遅滞なく乙に支払います。ただし、乙が第16条の保険金を受領したときは、甲は、その金額を限度として損害金の支払義務を免れます。
4. 乙が、前項の損害金の支払を受けたときは、当該自動車についてのこの契約は終了します。

第16条 (保険契約)

1. 乙は、自動車について、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれるときは、法令に基づく自動車損害賠償責任保険契約を締結します。ただし、リース料に自動車損害賠償責任保険料が含まれないときは、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により、自動車損害賠償責任保険契約を締結するものとし、自動車損害賠償責任保険証券の写しを乙に提出します。
2. 乙は、自動車について、リース料に任意保険料が含まれるときは、表に定める自動車保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結するうえ、リース期間中これを継続し、乙は、保険証券の原本または写しを保管します。ただし、リース料に任意保険料が含まれないときは、甲は、リース契約とは別に、甲の責任と費用により自動車保険契約(車両保険の被保険者は乙)を締結し、リース期間中これを継続します。この場合、保険証券の原本は甲が保管し、乙から保険証券の写しを求められた場合、甲は、すみやかに乙に提出します。
3. リース料に任意保険料が含まれている場合において、乙が甲の申し出を受け、保険会社の変更、または自動車保険契約の契約内容の変更手続を行った場合、それに伴い、

この契約締結時点での自動車保険料と変更後の自動車保険料との間に差額が生じたときは、乙は、その差額相当額を甲に請求できるものとします。甲は、乙から請求があり次第その差額相当額を支払うものとします。

4. 保険で填補されない損害（保険適用外、保険金額超過、保険免責等）は、すべて甲が負担します。

5. 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

#### 第17条（事故処理）

1. 事故が発生したときは、甲は、道路交通法第72条に基づき、自らまたは自動車の運転者をして直ちに事故現場における危険防止措置、および負傷者の救護措置を講じるとともに、最寄りの警察署に届出します。

2. 前項の場合、甲は、直ちにその旨を書面にて乙および保険会社に通知するとともに、事故処理にあたるものとします。

3. 事故の処置にあたっては、甲は、保険会社に示談交渉権がある場合を除き、自主的に解決を図るものとし、乙または保険会社に不利益な内容を第三者との間に締結しません。この場合、乙または保険会社の援助を要するときは、乙は、保険会社と連携して乙が認める範囲内でこれに協力します。

4. 事故解決にあたって、甲および乙は保険金請求に必要な書類の提出など解決に向けて協力します。

#### 第18条（自動車の返還）

1. この契約がリース期間の満了、契約解除その他の事由により終了したときは、甲は、自動車の自然の減耗・消耗および第14条第3項によって乙が承諾したものを除き、自動車を原状に修復したうえで、直ちに乙の指定する場所に返還し、その費用を負担します。

2. 前項にかかわらず、甲が自動車を原状に修復せず乙に返還した場合は、甲は、その修復に要する費用を負担します。

3. 自動車の返還が遅延した場合には、甲は、返還完了までにこの契約に定めたリース料相当額（1か月未満は1か月として計算します。）を支払うとともに、この契約の諸条項に従います。

4. 甲が自動車の返還を遅延した場合には、乙または乙の代理人は通知、催告なしに自動車をその所在地から引き揚げるができるものとし、甲は、これを妨害したり、拒むことはできません。この場合、甲は自動車の引き揚げ等に要した一切の費用を直ちに乙に支払います。

#### 第19条（再リース）

1. 甲は、第2条のリース期間の満了に際し、この契約を更新（再リース）するか、または終了させるかを選択することができます。甲がこの契約を終了させるときは、甲は、リース期間満了の2ヵ月前までに書面にて乙にこの契約終了の申し出を行うものとします。

2. 甲から前項の契約終了の申し出がないときは、甲と乙との定めた条件で再リース契約を締結することができます。

#### 第20条（残存価格の精算）

1. 表記載の残価が「有り」の場合、返還された自動車の処分価格が残価を超えるときは、乙は、甲にその差額を支払い、処分価格が残価に達しないときは、甲は、乙にその差額を支払います。

2. 前項の精算において、甲は、自動車の抹消登録費用、運送費等の処分に要した一切の費用を別途乙に支払います。

#### 第21条（期限の利益喪失・契約解除）

1. 甲が次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの通知催告等を要しないで当然に、この契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、リース料の残額および未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。

(1) 小切手または手形の不渡を1回でも発生させたときその他支払を停止したとき。

(2) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立もしくは諸債の滞納処分または保全差押えを受け、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始その他これらに類する手続開始の申立があったとき。

(3) 事業を廃止または解散をしたとき、もしくは官公庁から業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。

(4) 住所変更届けを怠るなどの甲の責に帰すべき事由によって、乙に甲の住所が不明となったとき。

2. 甲が次の各号の一つにでも該当したときは、甲は、乙からの催告を要しないで通知し、この契約に基づく債務について期限の利益を失うものとし、リース料の残額および未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。

(1) リース料その他の乙に対する金銭債務の支払を1回でも怠ったとき。

(2) 経営が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

(3) 物件について必要な保存行為をしないとき。

(4) 以上に定めるほか、この契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反し、乙が期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、これに応じないとき。

(5) 第28条第1項に反する事実が判明したとき、または第28条第2項各号の一つにでも違反したとき。

(6) 連帯保証人が前項各号の一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を直ちに追加しなかったとき。

3. 甲が前二項各号の一つにでも該当したとき（ただし、第1項第2号の事由のうち、民事再生手続および会社更生手続開始の申立を除く。）は、乙は、催告を要しないで甲に対する通知により、直ちにこの契約を解除することができます。

4. 乙は、前三項のいずれをも任意に選択することができます。

5. 第3項に基づき乙がこの契約を解除したときは、甲は、第18条に基づき物件を乙に返還するとともに、損害賠償として、リース料の残額相当額および未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。

6. 前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、甲は、乙の請求により、損害賠償として、第22条の損害損害金および未払消費税等額を直ちに現金で乙に支払います。

#### 第22条（契約解除時の取扱）

前条第3項により乙がこの契約を解除した場合には、次の各号の規定が適用されます。

(1) 甲は、第18条の規定に基づき物件を乙に返還するとともに、損害賠償金として、残価が「有り」の場合は、リース料の残額と未払消費税等額および残価との合計額を、残価が「無し」の場合は、リース料の残額と未払消費税等額および乙が設定したリース満了時の残価との合計額を、直ちに乙に支払います。また、自動車が永久抹消登録となる場合は、リサイクル料金相当額を併せて支払うものとし

ます。

(2) 乙は、返還を受けた自動車について乙の選択により相当の価格で処分するかまたは相当の基準によってその価格を評価し、処分額または評価額からそれに要した一切の費用を差し引いたうえ、第1号の損害賠償金が支払われた場合に限り、同賠償金を限度として甲に返還します。

#### 第23条（自動車の一時預り）

甲または連帯保証人が第21条第1項および第2項各号の一つにでも該当し乙の請求があったときは、甲は、直ちに自動車を一時乙または乙の指定する者に引渡すものとします。

#### 第24条（遅延損害金）

甲がこの契約に基づく乙に対する支払いを遅延した場合には、甲は、支払うべき金額に対して年14.6%（1年365日の日割計算。）の割合による遅延損害金を乙に支払います。

#### 第25条（通知・報告）

1. 甲は、第5条第4項、第14条第5項、第15条第3項、第17条第2項および第19条の各場合のほか、甲または連帯保証人について住所、商号、名称、代表者、組織もしくは種類の変更または事業の内容に重要な変更があったときは、直ちにその旨を書面にて乙に通知します。

2. 甲は、乙から請求があったときは、甲の事業または勤務先の状況および自動車の使用、保管の状況等を報告し、毎決算期の決算書類その他乙の指定する関係書類を提出します。

#### 第26条（乙の権利等）

1. 乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。

2. 乙は、自動車の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲は、これについてあらかじめ承諾します。

3. 乙は、この契約に基づく権利または自動車の保全、回復のために必要と認める措置をとった場合には、自動車保全費用、弁済士費用その他の乙が支出した費用について、甲に請求できるものとし、甲は、乙の請求があったときはこれを負担します。

#### 第27条（費用等の変動）

1. 甲は、この契約が締結された後に次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加および追加が生じた場合は、その増加または追加した費用を負担します。また、支払方法については、乙が定めるものとします。

(1) 法令または官公庁の指示により自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などが生じたとき。

(2) 登録諸費用、自動車税その他の租税公課が増額されたとき。

(3) 自動車損害賠償責任保険料が増額されたとき。

(4) 自動車保険の保険条件の変更等により保険料が増額されたとき。

(5) この契約による取引に関して租税公課が課せられたとき。

2. 表記載の消費税等額は、この契約の成立日現在の消費税の税率により計算したものであり、当該税率が変更されたときは、甲はその変更後の税率により計算した消費税等額を乙に支払うものとします。

#### 第28条（反社会的勢力の排除）

1. 甲および連帯保証人は、この契約の締結日において、甲および連帯保証人（これらの役員および従業員を含む。以下同じ。）が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜グループまたは特殊知能暴力集団その他これらに準ずるもの（以下、反社会的勢力と総称する。）ではないことを表明し、かつ、リース期間中、反社会的勢力に属さないことを随約します。

2. 甲および連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する事項を行わないことを随約します。

(1) 暴力的な要求行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。

(5) 反社会的勢力に対する資金提供、または反社会的勢力との密接な交際。

(6) その他前各号に準ずる行為。

#### 第29条（特約条項）

表記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用され、この契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面にて甲、乙が合意しなければ効力はないものとします。

#### 第30条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、この契約の各条項を承認のうえ、甲がこの契約および第19条のリース契約に基づき乙に対して負担する一切の債務について、甲と連帯して保証債務を負います。

2. 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は、乙の書面による事前の承諾を得たときに限り代位権を行使することができます。

3. 連帯保証人は、乙がその都合により他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。

#### 第31条（みなし到達）

この契約に基づく乙の甲または連帯保証人に対する通知等について、甲または連帯保証人が乙に届け出た住所あてに送付された書類等が延着または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 第32条（公正証書）

甲および連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認諾条項を付した公正証書にします。

#### 第33条（合意管轄）

甲、乙および連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じた場合には、乙の本支店または営業所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をその管轄裁判所とすることに合意します。

以上



普通預金

| 年月日      | お支払金額(円) | お預り金額(円) | 差引残高(円) |
|----------|----------|----------|---------|
| 01-05-07 | 200      | 23,760   | 23,560  |

01-05-07 200 ¥23,760

| 年月日      | お支払金額(円) | お預り金額(円) | 差引残高(円) |
|----------|----------|----------|---------|
| 01-05-07 | 200      | 23,760   | 23,560  |



●他店支払いの小切手・手形類によるご入金の場合、その払い戻しのできる予定日を以下のとおり「お支払金額」欄に表示します。

| 表示   | 払い戻し可能日時         |
|------|------------------|
| T-00 | 00で表示された日の午後1時から |

●「お支払金額」欄、または「お預り金額」欄の「△△-□□」の表示は、「△△月□□日」のお預り、またはお支払いであることを示します。

原本の通り相違ないことを証明します。

令和1年5月7日

西本正俊





## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |             |                     |              |
|---------------------------------|-------------|---------------------|--------------|
| 整理番号                            | 10-3        | 支払年月日               | 平成31年 4月 15日 |
| 使 途 項 目                         | 事務費         | 支 出 科 目             | 通信運搬費        |
| 使 途 内 容                         | 事務所維持関係     |                     |              |
| 費 用 内 容                         | 事務所電話料      | 摘 要                 | 4月分          |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 3,733 円     | 按 分 率 :             | 1/2          |
|                                 | ( 7,467 円 ) | 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分 |              |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

**電話料金等払込受領証**

西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払の場合は、左記の欄に必ずお印をください。

ご請求先氏名  
西本 正俊 様

お客様番号  
[REDACTED]

2019年 4月ご請求分

金額(円)  
¥7,467-

受取人  
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)  
0800-3335550

領 収 日 附 印  

出納済

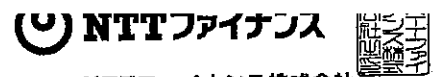
31. 4. 15

福井銀行  
東小浜支店

収入印紙貼付欄

(金融機関・CVS用)→お客様

請求書 (西日本ご利用分)



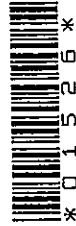
917-0242  
小浜市金屋60-22-3

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

西本 正俊 様

発行年月日 2019年 4月 7日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11  
-0005 DPスクエア東桜8F  
社用コード M30021211001 01535 01526 00 G  
61 000000 1 0 19040101G



01535

019042101004883219

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。( 1 / 3ページ)

| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)<br>お客様番号<br>(CUSTOMER NUMBER) | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | ご請求金額<br>(TOTAL AMOUNT) | お支払期限<br>(DUE DATE) |
|--|--------------------------|-------------------------|---------------------|
| 0770-52-6900<br>[REDACTED]                                 | 2019年 4月ご請求分             | 7,467円                  | 2019年 4月22日(月)      |

お知らせ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本分ご請求額 6,279円  
NTTファイナンス分ご請求額 1,188円  
(合計) 7,467円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。  
各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。  
※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。  
割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。  
なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。  
詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

| 内訳項目<br>金額(円)<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額(円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN   | 税区分<br>TAX |
|---|-------------------------|--|------------|
| ◆0770-52-6900                                       |                         |  |            |
| ◇NTT西日本ご利用分<br>6,279                                | 5,400<br>-1,490         | フレッツ 光ネクスト F 単利用料<br>もともとと割1、2年目どーんと割<br>2月 1日～ 2月28日<br>2月 1日～ 2月28日。1ヶ月経過後、割引額は1,590円。 | 合 算<br>合 算 |
|   | 500                     | ひかり電話 (基本料)  | 合 算        |
|   | 500                     | ボイスワープ使用料  | 合 算        |
|   | 200                     | 複数チャンネル使用料   | 合 算        |
|   | 100                     | 追加番号使用料  | 合 算        |
|   | 450                     | ひかり電話 (携帯電話等への通話料)   | 合 算        |
|   | 4                       | ユニバーサルサービス料  | 合 算        |
|   |                         | 2月 1日～ 2月28日 2番号分<br>のご請求となります。  |            |
|   | 100                     | 発行手数料  | 合 算        |
|   |                         | 本請求書等の発行にかかわる各種費用になります。  |            |
|   | 50                      | 収納手数料  | 合 算        |
|   |                         | 本請求をコンビニエンスストア・各種金融機関でお支払いいただく場合の手数料です。  |            |
|   | 465                     | 消費税等相当額 (合計)   |            |
|   |                         | 合算表示の料金合計×8%   |            |
| ◇NTT西日本分 (小計)<br>6,279                              | 6,279                   | (小計)   |            |
| ◇NTTファイナンスご利用分<br>1,188                             | 1,188                   | OCN光withフレッツ利用料等<br>NTTコミュニケーションズご利用分。   | 非対象        |
|   |                         | * 契約番号: [REDACTED]   |            |
| ◇合計<br>7,467  | 7,467                   | 合計   |            |

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*  
 ※電話のご注文・お問合せは「116」へ (無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ (無料)  
 ※電話の故障は「113」へ (無料) / 携帯電話からは0120-444113へ (無料)  
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ (無料) / 故障: 0120-248995へ (無料)  
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号あたりの費用 (番号単価) が公表されています。

M30021211001 01535 01526 (



## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |                     |                     |              |
|---------------------------------|---------------------|---------------------|--------------|
| 整理番号                            | 10-4                | 支払年月日               | 平成31年 4月 15日 |
| 使 途 項 目                         | 事務費                 | 支 出 科 目             | 通信運搬費        |
| 使 途 内 容                         | 事務所維持関係             |                     |              |
| 費 用 内 容                         | 事務所電話料 FAX回線<br>使用料 | 摘 要                 | 4月分          |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 2,594 円             | 按 分 率 :             | 1/2          |
|                                 | ( 5,188 円 )         | 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分 |              |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

**電話料金等払込受領証**

西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行郵便局で全支払の場合には、左側2枚をお出しください。ATM以外のお支払の場合は、必ず印を切り取らなさい。

|  |
|--|
| ご請求先氏名<br>西本正俊事務所 (大<br>手町3-9分) 様  |
| お客様番号<br>[REDACTED]  |
| 2019年 4月ご請求分<br>金額(円)<br>¥5,188-   |
| 受取人<br>NTTファイナンス株式会社   |
| お問合せ先 (無料)<br>0800-3335550   |
| 領 収 日 附 印<br><b>出納済</b><br>31. 4. 15<br>福井銀行<br>栗小浜支店<br>(2)<br>収入印紙貼付欄<br>(金融機関・CVS用)→お客様 |

請求書 (西日本ご利用分)

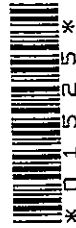
917-0242  
小浜市金屋60-22-3

郵便区内特別

NTTファイナンス株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

西本正俊事務所 (大手町3-9分  
) 様

発行年月日 2019年 4月 7日発行  
発行会社 NTTファイナンス株式会社  
料金センター  
お問合せ先 0800-3335550 (無料)  
【速付先】  
〒461 名古屋市東区東桜1-14-11  
-0005 DPスクエア東桜8F  
社用コード M30021211001 01534 01525 00 G  
61 000000 1 0 19040101G



01534



019042101005299566

日頃、NTTファイナンスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
下記の料金を請求させていただきますので、内容を十分ご確認のうえ、お支払い期限までに裏面記載の場所でお支払いをお願いします。 ( 1 / 2ページ)

| お客様電話番号等<br>(BILLING NUMBER)<br>お客様番号<br>(CUSTOMER NUMBER) | 請求年月<br>(MONTH OF ISSUE) | ご請求金額<br>(TOTAL AMOUNT) | お支払期限<br>(DUE DATE) |
|--|--------------------------|-------------------------|---------------------|
| 0770-52-5233<br>[REDACTED]                                 | 2019年 4月ご請求分             | 5,188円                  | 2019年 4月22日(月)      |

お 知 ら せ

【NTTファイナンスからのお知らせ】

\*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*

NTT西日本ご請求額  
(合計)

5,188円

5,188円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*

奇数月のご請求額が5,000円未満の場合は、翌月分の偶数月に2ヶ月まとめてご請求しております。

各月の料金は「ご請求内訳」をご覧ください。

※複数回線まとめてのご請求や、料金回収代行サービスをご利用の場合等は、毎月ご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\*

フレッツ光の割引サービス(光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割)は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。

割引適用期間中(自動延伸後を含む)に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。

なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。

詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/wari/] でご確認ください。

↓下の部分を切り取り、当社指定のコンビニエンスストア、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、ドコモショップへ払い込みをお願いいたします。  
Cut off the slip below and use it when paying the charges at one of our designated convenience stores, a financial institution, a post office, a docomo shop.

お客様電話番号等  
BILLING NUMBER

0770-52-5233

請求年月  
MONTH OF ISSUE

2019年 4月ご請求分

ご請求内訳 (お客様番号 [REDACTED])

| 内訳項目 金額(円)<br>CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN) | 内訳金額 (円)<br>AMOUNT (YEN) | 請求内訳等詳細<br>DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN  | 税区<br>TAX |
|--|--------------------------|---|-----------|
| ◆0770-52-5233                                    |                          |   |           |
| ◇NTT西日本ご利用分<br>2,594                             | 2,400                    | 3月分<br>回線使用料(基本料)(事務用) 1月21日~ 2月20日<br>ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。<br>消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8% | 合算<br>合算  |
| ◇NTT西日本分(小計)<br>2,594                            | 2,594                    | (小計)  |           |
| 4月分  |                          |   |           |
| ◇NTT西日本ご利用分<br>2,594                             | 2,400                    | 回線使用料(基本料)(事務用) 2月21日~ 3月20日<br>ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。<br>消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×8%        | 合算<br>合算  |
| ◇NTT西日本分(小計)<br>2,594                            | 2,594                    | (小計)  |           |
| ◇合計<br>5,188                                     | 5,188                    | 合計 2か月分のご請求額です。   |           |

\*\*\*NTT西日本からのお知らせ\*\*\*

※電話のご注文・お問合せは「116」へ(無料) / 携帯電話からは0800-2000116へ(無料)  
 ※電話の故障は「113」へ(無料) / 携帯電話からは0120-444113へ(無料)  
 ※フレッツ・ひかり電話: 0120-116116へ(無料) / 故障: 0120-248995へ(無料)  
 ※弊社分請求額のうち、料金回収代行分は、NTTファイナンスへ請求事務を委託しています。

\*\*\*ユニバーサルサービス料について\*\*\*

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス(NTT東西の加入電話等)の提供を確保するためにご負担いただく料金です。なお、社団法人電気通信事業者から1番号あたりの費用(番号異個)が公表されています。

M30021211001 01534 01525

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |             |                    |             |
|---------------------------------|-------------|--------------------|-------------|
| 整理番号                            | 10-5        | 支払年月日              | 平成31年 5月 7日 |
| 使 途 項 目                         | 事務費         | 支 出 科 目            | その他         |
| 使 途 内 容                         | 事務所維持関係     |                    |             |
| 費 用 内 容                         | コピー機保守料金    | 摘 要                | 4月分         |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 972 円       | 按 分 率:             | 1/2         |
|                                 | ( 1,944 円 ) | 充 当 根 拠: 後援会活動との按分 |             |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

**キャッシュサービス**  
**お取扱明細票**

毎度ご利用いただきありがとうございます。

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| ご利用年月日            | 取扱金額・店番・機番通番 |
| 01-05-07          | [REDACTED]   |
| カード発行金融機関・店番・口座番号 |              |
| *****             |              |
| お取引金額             | お取引通貨        |
| 0000000000002     | ¥1,944*      |
| お振込               | お振込通貨        |
| 手数料 ¥108          | 通帳費 ¥55      |
| 時刻 12:17          | おつり ¥3       |

小浜信用金庫  
 本店営業部  
 1) オフィスワカサ様  
 普通 0000098003  
 ツモマサトリ様  
 TEL0770-56-0567

ご利用ありがとうございました。





納品書兼請求書 (サービス料金計算明細)

**RICOH**

ページ 1 / 1

2019年 3月31日

西本まさとし事務所 様

下記の通りご請求申し上げます。

|                  |                |
|------------------|----------------|
| ご請求金額<br>うち、消費税等 | 2019年3月ご利用分    |
|                  | 1,944円<br>144円 |

(有) オフィスわかさ  
50310024732/20190410/C73

==== 【ご利用サービス】 =====

|                          |                |             |
|--------------------------|----------------|-------------|
| ご利用サービス種別<br>パフォーマンスチャージ | ご利用金額<br>1,944 | 消費税等<br>144 |
|--------------------------|----------------|-------------|

==== 【ご契約情報】 =====

トナー込み契約です。

|                        |                 |                 |         |
|------------------------|-----------------|-----------------|---------|
| MPC2503SP<br>機番：642935 | 今回検針内容<br>3月31日 | 前回検針内容<br>2月28日 | ご使用カウント |
| モノカラー総出力               | 12,059 カウント     | 12,020 カウント     | 39 カウント |
| フルカラー総出力 ①             | 900 カウント        | 900 カウント        | 0 カウント  |
| フルカラーコピー (①-②)         | 169 カウント        | 169 カウント        | 0 カウント  |
| フルカラープリント ②            | 731 カウント        | 731 カウント        | 0 カウント  |

==== 【ご請求金額内訳】 =====

|             |        |          |        |
|-------------|--------|----------|--------|
| パフォーマンスチャージ | 単価/金額  | カウント/月/率 | 内訳金額   |
| 基本料金        | 1,800円 | 1ヶ月      | 1,800円 |
| 消費税等        | 1,800円 | 8%       | 144円   |
| 合計 (税込み)    |        |          | 1,944円 |

お客様コードNo. XXXXXXXXXX

# 請 求 書

No. 87- 1

31年 4月 20日 締切分 (20)

917-0078

小浜市小浜大手町

西本正俊事務所 様

TEL:0770-52-6900

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。



文具・事務機/事務用品/オフィス家具  
**有限会社 オフィスわかさ**

〒917-0062 福井県小浜市小浜今宮7-7

代表取締役 奥野長

TEL(0770)53-5123・FAX(0770)53-5125

お振込先 小浜信用金庫本店 (普)009003

福井銀行小浜支店 (普)1194059

わかさ大手町支店 (普)0771915

※明細欄は税別金額です。

| 前回御請求額 | 御入金額  | 繰越金額 | 御買上額  | 今回御請求額 |
|--------|-------|------|-------|--------|
| 4,295  | 4,295 | 0    | 1,944 | ¥1,944 |

| 伝票日付     | 伝票No.  | 品名                   | 数量 | 単位 | 単価 | 金額           |
|----------|--------|----------------------|----|----|----|--------------|
| 31/ 3/29 | 78868  | [入金・振込]              |    |    |    | 4,295        |
| 31/ 4/ 8 | 172790 | コピーP/C MPC2503SP 3月分 | 1  |    |    | 1,800        |
|          |        | 消費税等 8.0%            |    |    |    | 144          |
|          |        | <b>【合計】</b>          |    |    |    | <b>1,944</b> |
|          |        | (内消費税等 8.0%)         |    |    |    | (144)        |

尚、この請求書とご入金の行き違いが生じた場合は、何卒ご容赦下さい。

## 領 収 書 等 添 付 票

|                                 |           |                     |             |
|---------------------------------|-----------|---------------------|-------------|
| 整理番号                            | 10-6      | 支払年月日               | 平成31年 5月 7日 |
| 使 途 項 目                         | 事務費       | 支 出 科 目             | その他         |
| 使 途 内 容                         | 事務所維持関係   |                     |             |
| 費 用 内 容                         | その他       | 摘 要                 | 振込手数料       |
| 政 務 活 動 費<br>充 当 額<br>( 支 払 額 ) | 54 円      | 按 分 率:              | 1/2         |
|                                 | ( 108 円 ) | 充 当 根 拠 : 後援会活動との按分 |             |

領収書その他の収支報告書の内容を証する書類

原本は整理番号10-5に  
貼付

**キャッシュサービス**  
 振込票

毎度ご利用いただきありがとうございます。

|  |                  |
|--|------------------|
| ご利用年月日<br>01-05-07                     | 取扱店舗・店番・機器番      |
| カード発行金融機関・店番・口座番号<br>*****-*****-***** |                  |
| お取引金額<br>000000000002                  | お取引金額<br>¥1,944* |
| お取引内容<br>ら振込                           | お取引種別<br>振込 ¥0   |
| 手数料 ¥108                               | 通帳費 ¥55          |
| 時刻 12:17                               | 時間 おつり ¥3        |

小浜信用金庫  
本店営業部  
) オフィスカサ様  
普通 0000098003  
ツモマサツ様  
TEL0770-56-0567

ご利用ありがとうございました。

